

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）に基づき、人事院規則一六一〇（職員の災害補償）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年十二月二十四日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則一六一〇—七八

人事院規則一六一〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六一〇（職員の災害補償）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改 正 後	改 正 前
第十二条　（略）	（平均給与額の計算の特例）	（平均給与額の計算の特例）
第十三条　採用の日に災害を受けた場合の平均給	（略）	（略）
第十三条　採用の日に災害を受けた場合の平均給	（略）	（略）

与額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる金額とする。

一 給与法第六条第一項各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員 債給の月額、扶養手当の月額、俸給及び扶養手当の月額に対する地域手当の月額、俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額並びに特地勤務手当（給与法第十四条の規定による手当を含む。）の月額の合計額を三十で除して得た金

額
二・三
(略)

第十四条
(略)

第十五条 補償を行うべき事由が生じた日（以下

与額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる金額とする。

一 給与法第六条第一項各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員 債給の月額、扶養手当の月額、俸給及び扶養手当の月額に対する地域手当の月額、俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額並びに特地勤務手当の月額の合計額を三十で除して得た金額

額
二・三
(略)

第十四条
(略)

第十五条 補償を行うべき事由が生じた日（以下

「補償事由発生日」という。)において、直前の平均給与額(その額が補償法第四条の三又は同法第四条の四の規定の適用を受けて定められたものである場合にあつては、それらの規定の適用がなかつたものとした場合における額。次条において同じ。)が次の各号に掲げる金額の合計額に満たない場合は、当該合計額を平均給与額とする。

一 (略)

二 補償事由発生日に受ける俸給及び扶養手当の月額に対する広域異動手当の月額又はこれに相当する給与の月額について第十三条各号に規定する方法により計算した金額

「補償事由発生日」という。)において、直前の平均給与額(その額が補償法第四条の三又は同法第四条の四の規定の適用を受けて定められたものである場合にあつては、それらの規定の適用がなかつたものとした場合における額。次条において同じ。)が次の各号に掲げる金額の合計額に満たない場合は、当該合計額を平均給与額とする。

一 (略)

二 補償事由発生日に受ける俸給及び扶養手当の月額に対する広域異動手当の月額並びに給与法第十四条の規定による手当の月額又はこれらに相当する給与の月額について第十三条

各号に規定する方法により計算した金額

第十六条 離職後に補償を行うべき事由が生じた

場合において、直前の平均給与額が次の各号に掲げる金額の合計額に満たないときは、当該合計額を平均給与額とする。

一 (略)

二 離職時に占めていた官職に補償事由発生日まで引き続き在職していたものとした場合において同日に受けることとなる俸給及び扶養手当の月額に対する広域異動手当の月額又はこれに相当する給与の月額について第十三条各号に規定する方法により計算した金額

第十六条 離職後に補償を行うべき事由が生じた

場合において、直前の平均給与額が次の各号に掲げる金額の合計額に満たないときは、当該合計額を平均給与額とする。

一 (略)

二 離職時に占めていた官職に補償事由発生日まで引き続き在職していたものとした場合において同日に受けることとなる俸給及び扶養手当の月額に対する広域異動手当の月額並びに給与法第十四条の規定による手当の月額又はこれらに相当する給与の月額について第十三条各号に規定する方法により計算した金額

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則一六一〇の規定は、令和七年四月一日から適用する。